

<追加資料>

P1～5 ユーコープ労働組合「介護の一言カード」

P6～11 社保審・介護給付費分科会「介護人材の処遇改善について」

P12～16 介護人材の処遇改善等に関する意見・新聞報道

ユーコープ労働組合

介護のひとことカード

介護ではたらく労働者

雇用区分	性別	年代
①専任職員・正規・エス職員	①男性	①20代
②パート職員・シニアアルバイト職員	②女性	②30代
③登録ヘルパー		③40代
		④50代
		⑤60代以上

未回答=0

			記載内容
雇用区分	性別	年代	
1	2	5	介護認定がきびしくなり、自立となり認定がうけられない方が増えている。サービスを利用することにより予防できることもあるので利用したい方に使えるようにしてほしい
2	1	5	ケアマネの事務作業を減らす方針を出しながら逆に増えています。今年からさらにサービス事業所の利用状況の説明文書のご利用者お渡しが増えました。当初方針通りに事務作業を減らしてください。オミクロン株などのコロナの特別対応を維持してください。
3	2	5	横浜市内でクラスターが今も発生しています。
4	2	5	コロナでさらにきびしい介護事業所が増えています。介護報酬の引き上げを求めます。介護報酬の国の負担割合を20%から引き上げて必要な財源負担を求めます。軍事費やアベノマスクのようなムダづかいをやめて福祉に予算を回してください。コロナ対応の基本報酬上乘せが9月で打ち切られたが、再開継続を求めます。
5	2	4	訪問介護の人材不足が今後(現在)も見込まれております。時給や労働条件などの見直しが必要と思います。
6	2	5	税金の使い道を深く考えて欲しいです。子育て世代へのばらまき、本来に必要な所へ給付をしてください。経済を回すのは大切ですが、余裕のある方への余暇の給付より、一人暮らしのお年寄りへの支援を！！選挙で当選しても無免許で働き、何もしないとお給料をもらったり、交通費をまとめて支給したりと、無駄の排除をおねがいをしたいと思います。
7	1	2	親を介護しながら働いています。施設の負担増により、毎年年金でおさまるようになってしまいましたが、子供世帯が一部援助しないといけない状況に追い込まれています。年金内でおさええるなら子供の私が仕事を辞めて自宅を看なければなりません。介護離職を国から促されているようで、矛盾を感じます。
8	1	2	介護報酬の度重なる引き下げにより、介護を担う若い人たちが、結婚、子育てに踏み切れない、安心して生活をする事ができない先の見通しが立たない。人手不足は深刻な悩みです。
9	1	2	店舗の給与が基本となっており、介護職での資格をとっても時給で15円10円単位でしかアップしません。家計を担い、子供を大学まで卒業させることができません。介護報酬のupを望みます。

記載内容

雇用区分	性別	年代	記載内容
9	2	3	介護職の現場スタッフの給与については国で色々考えてくださっている様ですが、ケアマネジャーの処遇については前向きな動きがないのが残念です。今後、ケアマネジャー不足は今より深刻な状況になると思います。ケアマネジャーの処遇についても見直して頂きたいです。現在、ケアマネ→介護職(現場)へ戻る方が多いのが現状大変増えています。研修(更新研修)の内容、時間数など考えて頂きたいです。費用についても会社負担もあれば自己負担ということも多々あります。研修や時間数、費用はケアマネにとって大きなストレスになってきているのではないのでしょうか？
10	2	5	一般的なパートと収入面で差がなく生活は楽ではない。誰もがやる(やりたくないと思う)仕事ではないので改善して欲しい。
11	2	3	介護職では生活できません。
12	2	4	ご自宅で最後を迎えたいと考え、サービスを利用す利用者様のほとんどが「単位数オーバー」となり、多くの自費を支払っています。自宅での看取りに対し十分な支援ができる体制を整備してほしい。AIシステム導入にあたり、導入しやすいように助成があるとよい。
13	2	4	介護で働く人のお給料を増やして介護の働き手を増やしてほしい。通所や入所、訪問介護を受けたい人がどんどん利用できるようにしてほしい。特に特養入所がきびしくなると介護離職の増加につながると思うので入りやすくしてほしい。
14	2	4	要支援の方の通院介助も自費ではなくるとよいと思います。ご自分では不安があり、通院介助をお願いすると料金が高く、迷うという声を聞きました。
15	2	4	若井世代が介護職に魅力を感じるよう給与待遇を良くしてほしい。介護スタッフの高齢化も進んでいる。
16	1	3	本来、介護保険が必要な方にしっかりと介護サービスが使用できる体制を整えてほしい。介護シヨックの給料等をもう少し上げないと離職は増え続けると思います。
17	2	5	介護職員に対する給付金などとして頂いていますが、介護保険制度の下の事業所のみでの黒字化ができない状況では、サービス事業の継続がむづかしいと思います。自宅に高齢者を介護できれば一番良いと思うが介護力もお金もない家庭では本当に大変です。高齢になって「早く死にたい」という人が多くて悲しくなります。
18	2	5	ロボットでは補えないヘルパー養成を!!!
19	2	4	介護保険改正時に各事業所の加算率がupして利用料を圧迫しているように感じます。頑張っている事業所に還元していることもわかるのですが、利用者への利用料負担が大きくなっていないのでしょうか？
20	2	4	ケアマネジャーの業務範囲が拡張し続けている事に対し、賃上げという形での評価を国に対して求めます。区のケースワーカーに準ずる報酬を居宅ケアマネジャー、包括ケアマネジャーに付与すれば担い手も増え、人員のスキル向上につながっていくと考えます。
21	2	4	疲れてます。希望する日に休めません。どうにかしてください。

記載内容

雇用区分	性別	年代	記載内容
22	0	0	介護離職の問題。現場の厳しい現状をもっと伝えてください。介護職員に対しての理解が深まるようお願いいたします。心をもち仕事ができなくならないように。
23	1	5	介護保険のマイナンバー記録化(健康保険同様)。・継続的に介護、介助を行う(事業所が変わっても従前のケア明確)・要介護、障害区分の悪化防止・ヘルパーの仕事を明確にわかりやすく、誰でもできるヘルプをめざす【簡素化→負担軽減→人財を大切に→働きやすい(仕事を押し付けない、自分で行うケア)】・利用者に対し変わらないケアを行う。目的他～
24	2	5	介護離職は大きな問題です。家族だけで背負わない。社会全体で見守られる体制づくり。又、介護現場の待遇改善も求めます。
25	2	5	45分や1時間の細切れサービスが横行するこの制度は優しくない介護を実感します。国会議員にとっては他人事でしょう。
26	2	3	2号被保険者の保険料が高い。訪問介護の家事援助だと未だに家政婦と勘違いしている利用者が多い。傲慢な人も多い。離職の原因の一つでは。自立支援と言いつつ実際は家事代行になっている。ケアプラン、契約時の説明が適当と思えません。現場が苦労しています。
27	2	4	介護職程、割に合わない仕事はありません。社会的ステイタスが低く見られる上に、仕事内容はというと、とても文章にして表すのをためらうようなことも多くあります。それでもせめて収入面でそれに見合うものならまだしも、決してそうではありません。この現実を変えるために、どうか社会保障費の見直しをよろしくお願いします。
28	2	5	政府の方々は自分の介護について経済的に困らないので一般国民の苦労がわかりにくいのではないのでしょうか。そうでなければもっと介護者への報酬を上げるように動いてくれるはずです。
29	1	5	高齢化と少子。若い人の精神的負担問題等々、希望を持てる明るい未来にしてください。だれもが安心できる老後生活にしていきたい。マンパワ一拡大の整備をお願いします。
30	2	5	夫が介護保険料を天引きされるようになり、その金額の高さにビックリしました。それから、利用するようになって利用料もどんどん上がったから、保険料はとられて、利用はできない気分になりました。
31	1	5	利用者様の食費、居住費などの負担が増えています。一番身近な消費税の減税～完全に無くすなり、5%に減税するなりの対応策が欲しいです。利用者様が住んでる市、県住宅の環境、設備の劣悪を感じます。命にもかかわることで、早急な手立てと対応が必要かと思えます。介護士などのケア労働で働く人の待遇改善、大幅な賃上げが必要であるとともに若い方へ介護の仕事への理解、関心を持ってもらい、その必要性をもっと知らせていく必要があります。
32	2	5	利用者、家族の負担が年々上がっている。介護者の報酬が少ない(汚い、大変、責任)その他多々ある。
33	2	5	10年程ヘルパーの仕事をして頂いておられます。介護認定の度合いで時間制限、仕事も良い事、駄目な事が有ります。利用者様の希望もありもっと柔軟性があってもいいのではないのでしょうか。

記載内容

雇用区分	性別	年代	記載内容
34	2	4	志を持った介護職員を育てる教育環境が必要であると思います。誰でも成れるは介護離職につながります。いずれだれでも高齢者になります。一丸となって支え合えるよう、より良い介護保険制度を求めます。
35	2	4	自分の親の問題もあり「介護離職」は他人事でもないように感じています。このまま仕事を続けていけるのか不安です。
36	2	4	利用者やご家族が利用しやすい制度にするために利用料金の負担を軽減させて分かりやすくしてもらいたいです
37	2	4	もっと働きやすい環境を作って欲しい。時給・手当を上げてほしい。沢山のヘルパーを増やして、笑顔で仕事ができる余裕がほしい。
38	2	5	高齢化が進むのだから長く働いた経験を活かせる為に定年制度を廃止して欲しい。
39	1	3	これから介護を必要とする高齢者はますます多くなりますので人材確保のために介護職員の待遇改善に全力で取り組んでいただきたいと思います。
40	1	3	男性ヘルパーは敬遠されがちですが、必要としている方はたくさんいます。若い人にもこの仕事を継続してもらえらる様に時給や手当を上げてほしい。
41	2	5	介護保険制度がドンドン変わり、時間は少なく、時給も上がらず、ヘルパーとしてのプライドもなくなってしまいました。親の介護も重なる年齢なのでとても厳しいです、
42	1	3	高齢者と介護従事者が共に満足いく制度を作ってください。
43	2	4	高齢者が安心して年を取っていきける社会にしてほしい。働くものの立場に立って考えてほしい。
44	2	3	高齢化が進んで介護が必要な人が増えるのに、介護離職や介護の仕事をしたと思う人が減少。なぜなのかもっと考えてほしい。
45	2	4	介護サーピスを受けにくくする制度を改めてほしい。
46	1	5	男性も働きやすい職場になってほしい。
47	2	4	現場で働く者として仕事のわりに報酬が少ないと思います。賃金アップしてくれればやる気も出てくると思います。
48	2	3	詳しい制度はわかりませんが、高齢者が介護を受けやすく、介護の仕事をしたと思う人が働きやすく(資格をとりやすくなる)ように考えてほしい
49	2	5	高齢化が進んでいるのに国は全く対応に追いついていない。独居の孤独死も増えている。利用者も不安で生活している。ヘルパーも人手がいないので助けてほしい。
50	2	4	子育てしてきた人がスキルを生かせる仕事だと思おうのですが、若いヘルパーは少なく、離職者が大変多いです。設備の整っていない一般家庭での身体介護は大変で、夏は酷暑の中エアコンの効かない場所での活動が多く、自分の命を削って働いていると感じます。移動も大変です。収入は不安定で使命感を持って働いても、家政婦としか思われたいと感じる事が多く、みじめな気持ちになり、底辺の仕事をしていると感じてしまいます。社会に介護保険制度の理解が進み、そしてもっと、介護職の待遇が改善し、若く能力のある人が従事する職種になって欲しいです

記載内容			
	雇用 区分	性別	年代
51	3	2	5
高齢化が進んできている中、介護保険制度の歴史はまだまだ20年。政府のや対応もよくありません。介護をめぐる問題は重大となっています。介護職の報酬の問題、過重労働と様々な問題があり、若い人がたずさわって始めてみたものこのことにより離職してしまわないでしょうか。			
52	2	2	1
訪問介護の現場にほとんど20代、30代はいません。在宅での生活をすすめてもそれを担い、続けていく事ができません。給与を増やしても人が増えるわけではないです。世の中の介護の仕事の印象が変わることはあるのでしょうか。保育士や看護師よりも・・・という感じをなくして欲しいです			
53	3	2	3
今まで頑張って働いてきた高齢者、働くことが出来なくなり、病気になるって医療費が重む、収入がなくなっている者に対して優しくない国です。年金ももらえないかわからない世の中、税金だけ上げて子育て支援、子どもの医療費の無料化、学費の無料化、うんざりです。医療費がかからないことでもちよっとした事でも病院にかかり、沢山の薬をもらい、大切に使うどころか無料だからと友人関係であげたり(塗り薬等)子どもに対して手厚いのではなく少しでも1割でも負担させて、高齢者に対して(収入のない者)医、介護の負担を減らすべきなのに何故上げてばかり、もう少し高齢者に優しい対応、負担を減らしてほしい。子も高齢者も平等な国を目指してほしい。			

介護人材の処遇改善について

論点

論点

- 介護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することとされていた。これを踏まえて予算編成過程で検討した結果、大臣折衝事項において、令和4年10月以降について臨時的報酬改定を行い、補正予算事業と同様の措置を講じることとされた。
- これを受け、政府としては、補正予算事業を令和4年10月以降は介護報酬に引き継ぐことを前提に、必要な予算を令和4年度予算案に計上している。
- また、補正予算事業・臨時的報酬改定による措置のいずれも、同じ政策目的の下での対応であることや、介護報酬に組み入れられるのは年度途中であり、仮に補正予算事業と要件等を変えた場合には追加的な事務負担が発生すること等を踏まえる必要がある。
- これらを踏まえ、令和4年10月以降の対応については、介護職員処遇改善支援補助金の要件・仕組み等を基本的に引き継ぐこととしてはどうか。

（参考）大臣折衝事項（令和3年12月22日）抄

3. 看護、介護、障害福祉における処遇改善

（2）介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降について臨時的報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置（注3）を講じることとする（介護：国費150億円程度、障害福祉：国費130億円程度）。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策（注4）を講じることとする。

なお、令和5年度において追加で必要となる所要額（介護：国費210億円程度、障害福祉：国費180億円程度）については、介護は社会保障の充実に充てる歳出の見直しにより、障害福祉は被用者保険の適用拡大の満年度化に伴う歳出削減等により、安定財源を確保する。

（注3）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

（注4）現行の処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

- 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について臨時的報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置を講じることとする。
- これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策(注)を講じることとする。
(注) 現行の処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

◎加算額 対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。
対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。

◎取得要件

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする。
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

◎対象となる職種

- ・ 介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎申請方法

各事業所において、都道府県等に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書(※)を提出。
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

◎報告方法

各事業所において、都道府県等に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書(※)を提出。
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

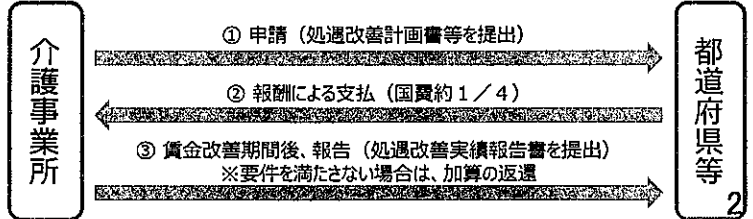
◎交付方法

対象事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払(国費約1/4:150億円程度(令和4年度分))。

◎申請・交付スケジュール

- ✓ 申請は、令和4年8月に受付、10月分から毎月支払(実際の支払は12月から)
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



介護報酬改定による処遇改善 加算率(案)

- 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の加算率を介護報酬(※1)に乗じる形で、単位数を算出。

サービス区分(※2)	加算率
・ 訪問介護	2.4%
・ 夜間対応型訪問介護	
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
・ (介護予防) 訪問入浴介護	1.1%
・ 通所介護	1.1%
・ 地域密着型通所介護	
・ (介護予防) 通所リハビリテーション	1.0%
・ (介護予防) 特定施設入居者生活介護	1.5%
・ 地域密着型特定施設入居者生活介護	
・ (介護予防) 認知症対応型通所介護	2.3%
・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.7%
・ 看護小規模多機能型居宅介護	
・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2.3%
・ 介護老人福祉施設	1.6%
・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
・ (介護予防) 短期入所生活介護	
・ 介護老人保健施設	0.8%
・ (介護予防) 短期入所療養介護(老健)	
・ 介護療養型医療施設	0.5%
・ (介護予防) 短期入所療養介護(病院等)	
・ 介護医療院	0.5%
・ (介護予防) 短期入所療養介護(医療院)	

※1 現行の処遇改善加算等の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。

※2 (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は加算対象外。

新加算のイメージ(案)

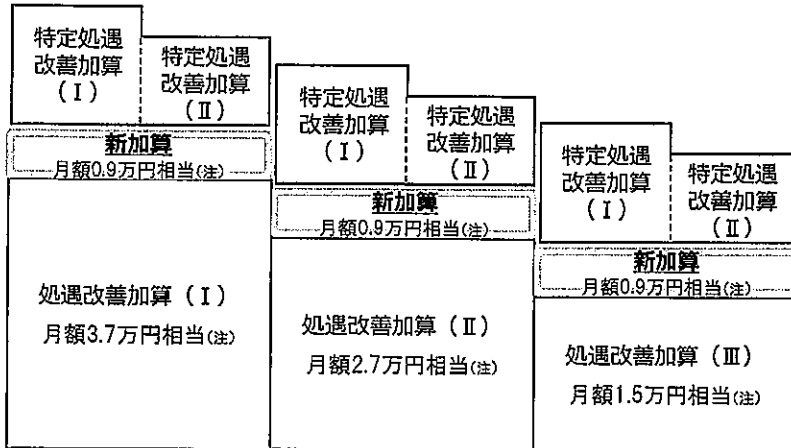
新加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。
 - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - > 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - > 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - > 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

新加算のイメージ



[注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。]

介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

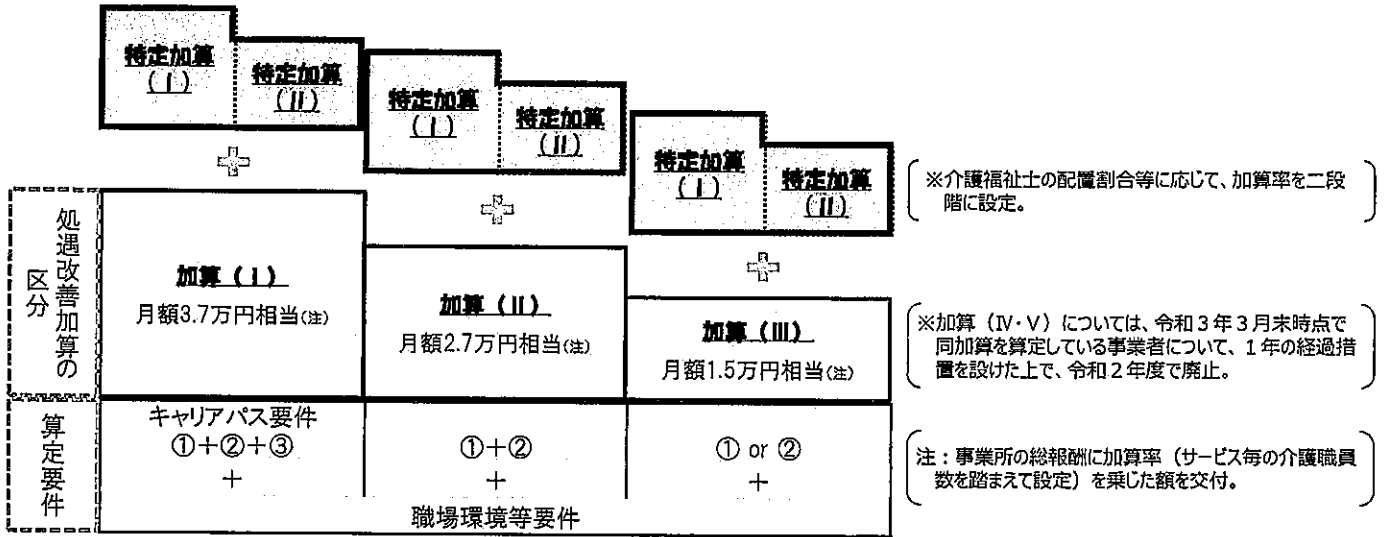
賃金改善を除く、職場環境等の改善

(参考)

処遇改善に関する加算の全体イメージ

介護職員処遇改善加算：介護職員のみが対象。現行の加算(I)～(III)の算定要件は、キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと。

介護職員等特定処遇改善加算：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分（R3年度改定で、配分ルールを柔軟化）。算定要件は、
 ・ 処遇改善加算(I)～(III)を取得していること
 ・ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 ・ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること



<キャリアパス要件>

- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

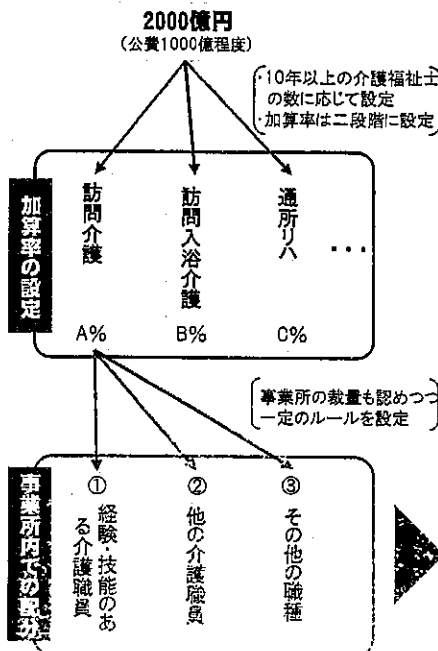
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。 6

介護職員等特定処遇改善加算の仕組み

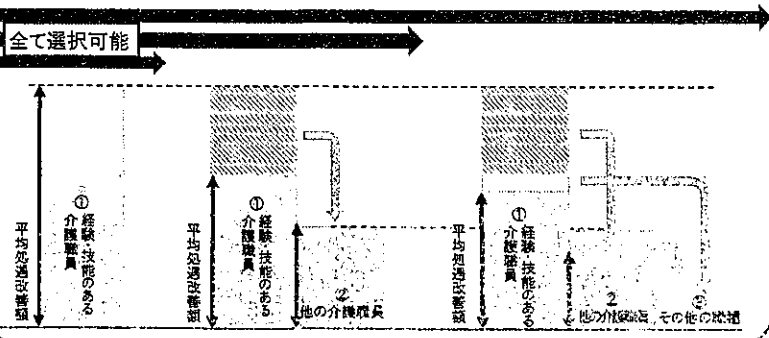
○ 特定処遇改善加算により、経験・技能のある介護職員について、他産業と遜色ない賃金水準を目指して重点的に処遇改善を図っている（介護職員以外も含めた他の職員の処遇改善に充てることも可能）。
 ※処遇改善加算は介護職員のみ配分

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

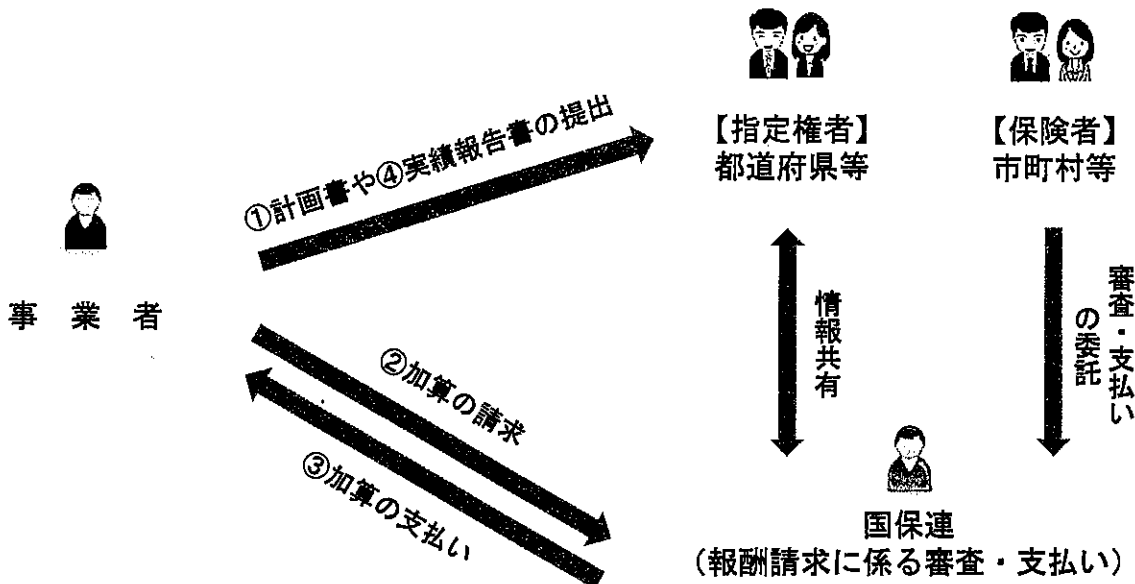


- ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保
 → リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現
 ※小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。
- ▶ 平均の処遇改善額が、
 ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員より高いこと
 ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと
- ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の数で設定
 ※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能
 ※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



処遇改善のための加算額を賃金改善に充てる仕組み

○「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」について、処遇改善計画書と実績報告書の提出を求め、処遇改善のための加算額が確実に職員の処遇改善に充てられることを担保している。



8

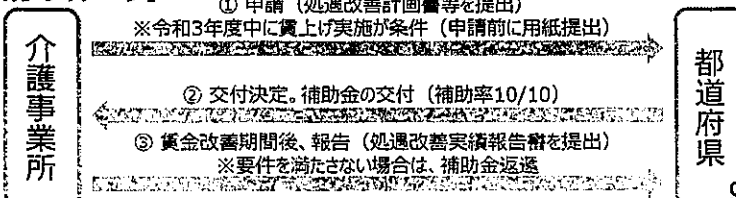
介護職員処遇改善支援補助金

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

- ◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)
- ◎ **補助金額** 対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- ◎ **取得要件**
 - ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)
 - ・ 上記かつ、令和4年2・3月(令和3年度中)から実際に賃上げを行っている事業所(事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能)
 - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする(4月分以降。基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則(賃金規程)改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。)
 - ※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」
- ◎ **対象となる職種**
 - ・ 介護職員
 - ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書(※)を提出。
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)
- ◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書(※)を提出。
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

- ◎ **交付方法**
対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払(国費10/10、約999.7億円)。
- ◎ **申請・交付スケジュール**
 - ✓ 賃上げ開始月(2・3月)に、その旨の用紙を都道府県に提出
 - ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から補助金を毎月分交付
 - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



9

介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業

令和3年度予算額

令和4年度予算案

自治体実施分：150,428千円
国実施分：49,572千円

自治体実施分：150,428千円
国実施分：49,572千円

事業趣旨

令和3年度介護報酬改定においては、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、引き続き上位区分の算定や取得促進を強力に進めることとされるとともに、介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）が1年間の経過措置を設け、廃止することとされたところである。

本事業では、これを踏まえ、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に向けた支援を行う。

事業内容(自治体実施分 令和4年度予算案:150,428千円)

実施主体：都道府県・指定都市（補助率10/10）

1. 研修会の実施

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の仕組みや取得方法等について説明を行い、介護サービス事業所等における当該加算の取得にかかる支援を行う。

2. 個別訪問等の実施

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、専門的な相談員（社会保険労務士など）を介護サービス事業所に派遣し、個別の助言・指導等を行い、加算の取得を支援する。

○実績（個別訪問等の実施状況・自治体実施分）

	訪問事業所数	うち加算取得事業所数（注）
平成30年度	1,638事業所	977事業所（取得率60%）
令和元年度	1,107事業所	594事業所（" 54%）
令和2年度	984事業所	590事業所（" 60%）

注）処遇改善加算未取得事業所による新規取得のほか、上位区分の取得や、特定処遇改善加算の新規取得等を含む。また、取得見込みを含む。

※ 令和3年度から、国が実施主体となり（民間法人に委託。令和4年度予算案：49,572千円）、介護職員等特定処遇改善加算の取得率が低い介護サービスの事業所等に対して、専門的な相談員（社会保険労務士など）を派遣し、加算の取得に向けた助言・指導を行っている。令和3年度実績は今後集計予定。

令和4年1月12日

「介護現場で働く方々の収入の引上げ」等に関する意見

公益財団法人 全国老人クラブ連合会
理事・事務局長 正立 齊

この度の介護職員を対象とした収入の引上げに係る予算措置につきましては、他業種との賃金格差の是正、また、(特にコロナ禍において)現場の方々のモチベーションの維持・向上を図る上で、高く評価いたします。

しかしながら、前回(平成21年度補正予算)の措置(介護職員処遇改善交付金)では、措置期間終了後、その財源は介護職員処遇改善加算(平成24年度～)として介護報酬に組込まれ、さらにその後、介護職員等特定処遇改善加算(令和元年10月～)も創設され、これらの加算は保険料及び利用料に反映されることになりました。

近年、老人クラブ会員(いわゆる市井の高齢者の人たち)から、“年金が下がるなか保険料の負担が大変だ”という声が多く聞かれるようになってきています。

高齢者の生活実態を振り返ると、介護保険制度発足当時(平成12年)の年金の平均受給月額が17万6,000円であったのに対し、現在(令和元年)では14万4,000円と約3万2,000円減少しています。一方、平均2,900円で始まった介護保険料の平均月額は、現在6,000円と2倍の負担となり、利用料も各種の加算により負担が増加しています。また、本年10月からは一定以上所得のある75歳以上の高齢者の医療費窓口負担が1割から2割に上げられることになっています。

このような状況を踏まえ、次の2点について意見を申し上げます。

1. 予算措置終了後(令和4年10月以降)の介護現場で働く方々の収入の引上げに係る財源確保が保険料・利用料の負担増につながることをしないよう配慮すること。
2. 国民の生活と生命を守る社会保障制度の改正にあたっては、高齢者の生活実態等を踏まえ、収入(年金)と負担(介護や医療等の保険料・利用料)の均衡が取れた調整を図ること。

発言



小島 美里 NPO法人「暮らしネット・えん」代表理事

訪問ヘルパー消滅の危機

「老いて身の回りのことができなくなったら、ヘルパーさんに来てもらおう」。多くの人がそう思っているだろう。だが、その訪問ヘルパーが消滅しかねない状況だ。ヘルパーの4人に1人が65以上、有効求人倍率は14・92倍、員不足に悩む事業所が8割に上る。コロナ禍で高齢ヘルパーの離職が相次ぎ、2020年に閉鎖、廃業する介護事業所は過去最多となった。

昨年、厚生労働省の担当者にて

の事態の対策を質問したら「コロナで失業した人が介護に移動してくる」とノンキなものだったが、現実にはそうはならなかった。訪問介護は誰にでもできる仕事ではない。利用者宅の介護用品や調味料、掃除用具の場所、家事のこだわりを把握し、認知症がある人への対応もしながら短時間で仕事をこなさなければならぬ。

にもかかわらず、訪問介護は軽視されていないか。家事などの生活援助は、高齢であれ、残業続き

の働き盛りであれ、同居家族がいれば原則不可。身体介護の専門性は認めるが、家事は誰でもできるとみる。生活援助だけなら、短時間の研修で従事できる仕組みだ。労働環境は、介護サービスの中でもとりわけ厳しい。酷暑でも雪でも、一日中自転車やバイクを飛ばして利用者宅を回る。移動や待機時間、キャンセル時の補償もない場合が多く、ヘルパー有志がこの働き方を放棄してきた国を相手取って訴訟を起こした。

取って訴訟を起こした。

コロナ禍では、介護施設職員は公費でのPCR検査やワクチンの優先接種の対象となったが、訪問介護は除外された。一方で、濃厚接触者にも訪問せねばならず、感染が拡大した第5波の時には、在宅療養の感染者宅への訪問介護も求められている。わが法人の訪問介護ヘルパーたちも感染した利用者の濃厚接触者になり、2週間隔離になった。

岸田文雄政権の発足で少し風向きは変わり、介護職などの賃金9

000円アップが打ち出された。だがこれでは焼け石に水だ。介護職全体の平均賃金は、全職種平均より6万円以上低い。賃金引き上げも全職員が対象ではなく、介護福祉士の割合や勤続年数などの条件をクリアした介護事業所のみ。その費用は、今年9月までは公費で負担するが、その後は介護保険財源から出すというから保険料やサービスマテリアルに跳ね返る。介護保険料も上がり続けて支払いの限界に近い。

も納得は得られるのではないか。

訪問介護が入れば、勤労世代の介護離職を防ぎ、高齢者虐待の早期発見ができる。最近注目されているヤングケアラーも、必要だけ利用できれば、ずいぶん楽になる。受益は要介護高齢者だけではないのだ。

障害者の介護事業を運営。

団塊の世代が全員後期高齢者になる25年まで3年を切った。このままでは介護保険料を払い続け、必要なら介護サービスを受けるれない、そんな事態が必ずやってくる。介護全体の、とりわけ訪問介護の人材確保は待ったなしだ。

こじま・みさと 介助ボランティアを始めてから32年。高齢者・障害者の介護事業を運営。

障害福祉 人権と表裏一体

低い待遇＝障害者を尊重しない社会

岸田政権は介護や保育、看護、障害福祉の分野で働く人たちの賃金を3%程度引き上げる方針です。障害のある人たちを支える現場の待遇の低さは改善されるのでしょうか。社会福祉法人「鴻沼福祉社」常務理事の斎藤なを子さんに聞きました。

—障害福祉分野の職員の賃金を2月から3%程度（月額9千円）引き上げることをご検討していますか。

「賃金の改善につながることは結構ですし、もちろんよいのはまじですが、あまりに小さな幅で、構造的な待遇の低さを抜本的に変える起爆剤になるとは思えません。私が働く法人は、全職種の賃金に格差をつけない方針です。事務員や調理員、運転手らも賃上げの対象にする。一人当たりの上げ幅が薄くなる。全員9千円引き上げよつとすれば、法人の持ち出しで対応するしかありません」

「鴻沼福祉社」常務理事 斎藤なを子さん



さいとう・なを子（1980年生まれ、日本女子大在学中、福祉学卒業後、障害者の福祉の作業員として活躍。2019年4月、無認可作業所（現在は法人認可）の職員。2019年5月、障害者を支援する全国組織「せいのま」の理事長に就任。

—政府によると、障害福祉人材の賃金（賞与などを含む）月収換算、役職者を除くは月29万5千円で、全産業平均は35万2千円とされています。

「現実とかけ離れているのが実感です。基本給だけではなく、手当や残業代も含まれ、数字がひと歩きしないかと不安です。障害分野では、新卒の初任給の手取りは20万円しかない人が多いのが実情です。将来をどうします」

—基本報酬の引き上げと報酬制度の見直しです。サービスの利用実績に応じて国などが事業者に支払う報酬を「目払い」方式ではなく月払いにするなど、非常勤職員を雇うことを前提に、労働交換方式をやめることと一部残っている利用者の応益負担（サービスの利用量に応じた定率を負担すること）を撤廃することです。

「私が働いている法人は、障害のある人たちがパンの製造・販売などをする通所施設や、少人数で暮らすグループホームなどを運営していますが、利用者も休んだり、入院したりする間は報酬は入りません。人件費は固定費で、報酬の7〜8割を占めるのが一般的です。今の仕組みは、その目暮らしていいとわられているようで、安定した職員の雇用は維持できません」

—そもそも待遇が低いのはなぜなのでしょう。

「障害福祉職員の労働条件の問題は、障害のある人の人権の水準とコインの裏表です。担い手が劣悪な状況に置かれているのは、障害のある人の人権はこの程度でいいということ。それが一番の問題です。人間らしく生きるには人の支えが欠かせないのに、今のような待遇で良いとしてきたのは政治や行政の責任です」

（聞き手・森永浩之）

朝日新聞社 無断複製を禁ず。記事の転載・複製を禁ず。記事の内容は日本の著作権法並びに国際条約に準じて保護される。

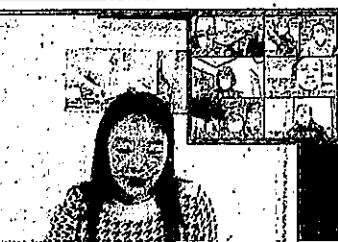
政研究 大企業・富裕層に
後明理 圧力を強めていくこと
ら重大だ」と強調しま
した。

不在デジタル化批判

「かれまじら」
第一分科会「税務行
政の動向と消費税イン
ボイス（適格請求書）
の四
制度、デジタル化の問
目、開

題等について」にはり
モートを含む1600人
が参加しました。
全国税務労働組合の高
橋誠委員長は、国税庁

会



議案について報告する
藤原事務局長（29日）

人ほっ
ない
り、夏
間づく
を交え
集して
えまし
才校給食
備産物
る行動
さんたち
とも連携して進めた
「会員以外の協力
も得て、女性のため
の相談会」への食料支
援に参加した「まだ
小さい組織だが、会員
の力も得ながら、女性

部だけでなく青年部の
拡大にも取り組むた
い」などの発言があり
ました。
環境脳神経科学情報
センターの木村一黒田
純子・医学博士が講演
しました。農業の人の
健康への影響、使用方
法や残留基準の規制な
どがきわめて緩い状況
にあることを告発。農
薬の使用を極力削減す
ることなどを呼びかけ
ました。

沖津部長、藤原事務
局長（いづれも再任ら
役員を選出しました。

施設すべてに新設へ

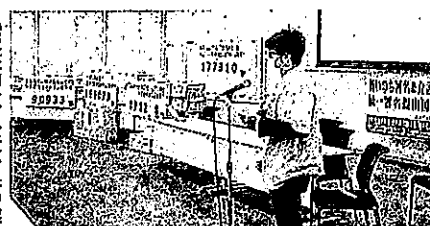
市、嘉手納、北
に飛行場修復を
の施設の設置を
います。「敵」

「在日米軍基地が日
米軍は飛行場損傷修復
本を米軍の出撃基地にす
（ADR）備蓄施設建設
るだけでなく、戦争に非
について、嘉手納基地は

沢基地では、滑走路北東
部に2473平方メートルの建
物を1棟、嘉手納基地で
は基地中心部に2126
平方メートル、北西部に2
126平方メートルと3627
平方メートルの計3棟を
計画しています。横田基
地でも21年8月に米空軍
と空自の共同訓練が実施
されました。（表）
攻撃された飛行場の修
復だけでなく、前線に飛
行場を整備し米本土など
から戦闘機や爆撃機を緊
急展開させる対中国作戦
に活用する「対中戦略」
が背景にあると見られます。

介護制度改悪「命危ない」

7団体 現場の実態を交流



「慢性的な人手不足の解
消を」と訴える参加者
28日、衆院第一議員会館

「新しいお名前」な
どの提出が行われた28
日、衆院第一議員会館
で介護現場の実態やた
たかひを交流する集會
が開かれました。中央
社保協や全労連など7
団体の主催。
21世紀・老人福祉の
向上を目指す施設連絡
会の介山篤さんは、低
所得者を支援する補足
給付の改悪で対象外と
された人が続出してお
り、「政府のやっついで
いることは低所得者対策
の対極にある」と批判
しました。
日本医師連の寺田雄
中央執行委員は「1人
夜勤中に労働者が亡く
なり朝まで気がつかれな
かった」と紹介し、慢
性的な人手不足を告
げ、認知症介護の電話
相談会について報告。
介護離職をして何年も
介護に専念してきた人
の相談もあるとして、
「行政は、これらの声
を受け止める仕組みを
整えてほしい」と語り

賃上げ・人員増を要求

「介護はするものも
受けるのも人」と述
べ人員増を求めまし
た。
認知症の人と家族の
会の鎌田晴之常任理事
は、訪問介護の利用抑
制で要介護5でも上限
額まで利用できるのは
少数だとして、新基準
の撤回を求めていくと
述べました。
千葉県社会保険推進
協議会の加藤久美さん
は、認知症介護の電話
相談会について報告。

消費税廃止各異連絡
会は28日、衆院第一議
員会館で運営委員団休
会議を開き、消費税減
税・インボイス（適格
請求書）制度の実施中
止に向けて情報発信を
強めることを確認しま
した。
報告した中山眞事務

局長は、岸田政権が改
悪・「敵基地攻撃能
力」に固執するとも
に、不公平税制を正そ
うとしないと指摘。賃
上げを求めました。食料品
の付加価値税（消費
税）免除など74の国と
地域がコロナ危機を受
けて減税を実施・予定
していると紹介しまし



中山氏（右）の報告を
聞く参加者（28日、衆
院第一議員会館）

在外選挙の改善を

海外の有権者
海外に住む有権者が
31日、外国から日本の
国民選挙に投票できる
「在外選挙制度」の改
善を求める会見をオン
ラインで行いました。
「在外選挙制度」を
利用して投票する方法
は、在外公館へ行くか
郵便のみです。衆議院
の解散から投票票日ま
で戦後最短となった昨
年の総選挙では、物理
的な理由で投票できな
かった人が多かったと
訴えられました。

守ろう！介護保険制
度・市民の会の小林尚
さんは、制度改悪で補
給用員事務者の存続が
危ぶまれていると報告
し、中小福祉用具専門
相談員を支える制度改
正が必要だと訴えまし
た。
全日本民医連の林泰
則事務局次長が制度の
現状と今後の見直しな
どを報告しました。

明日香さんは、コロナ
禍もあり郵便での投票
を数カ月かけて準備し
ましたが、選挙期間中
に郵便が届かないこと
が分かった断念したと発
言。「自宅から往復8
時間かけて在外公館へ
行きました。宿泊費も
含めた費用は2万60
00円です」と話し、
参院選に向けて抜本的
な改善が急務だと述べ
ました。